

議案第 59 号

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 28 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岩倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項を8の項とし、2の項から5の項までを2項ずつ繰り下げ、1の項を2の項とし、同項の次に次のように加える。

3 市長	岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に1の項として次のように加える。

1 市長	岩倉市子ども医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第3号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。